

# 役員等の報酬費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松園福祉会の役員等に対する報酬費用弁償の額ならびにその支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは次にかかげる者をいう。

- ① 理事
- ② 監事
- ③ 評議員
- ④ 第三者委員
- ⑤ 評議員選任・解任委員会
- ⑥ その他理事長が必要と認めた者

(報酬費用弁償額)

第3条 常勤の理事長に報酬を支払う。

- 2 前条の規定にかかげる非常勤の役員等の費用弁償の額は次のとおりとし、評議員会、理事会、会計監査、第三者委員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合に支給する。

役職名	報酬費用弁償額	額の算定方法、支給方法、支給形態
常勤理事長	月額 100,000 円以下	月20日勤務、日給5,000円として計100,000円、支給については職員の給与規程に準ずる。
評議員	1回 10,000 円	評議員会、理事会及び会計監査等に出席した場合、4時間拘束として時給2,500円の計10,000円とする。総額より源泉徴収した額を差し引いた額を職務執行の当日に現金支給する。
理事、監事	1回 10,000 円	
第三者委員	1回 5,000 円	第三者委員会及び評議員選任・解任委員会に出席した場合、4時間拘束として時給1,250円の計5,000円とする。総額より源泉徴収した額を差し引いた額を職務執行の当日に現金支給する。
評議員選任・解任委員	1回 5,000 円	

(旅費)

第4条 役員等の旅費については、職員の支給額に準ずる。

※ 他に報酬を受けている者は、費用弁償のこの規程は適応しない。

附 則

1. この規程は、平成 元 年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成 8 年3月1日から施行する。(平成 8 年2月24日議決)
1. この規程は、平成11年4月1日から施行する。(平成11年3月27日議決)
1. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
1. この規程は、平成29年6月9日から施行する。(平成29年6月9日評議員会にて議決)
1. この規程は、平成30年3月30日から施行する。(平成30年3月30日評議員会にて議決)
1. この規程は、令和 元 年10月 1日から施行する。